

奈良県告示第百七十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項の規定により、次のとおり施術者の指定をした。

令和七年七月二十九日

奈良県知事 山下 真

施術者の氏名	施術所の名称及び所在地	指定年月日
藤武 智	みやこ鍼灸整骨院 北葛城郡広陵町馬見南一丁目 六一一二	令和七年七月一日
角野 圭吾	みやこ鍼灸整骨院 北葛城郡広陵町馬見南一丁目 六一一二	令和七年七月一日